

平成25年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第5号

専決処分について（港区立麻布図書館等改築工事請負契約の変更）

本件は、平成24年第1回定例会で承認された港区立麻布図書館等改築工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日（契約変更の日）

平成25年8月26日

○ 変更内容

契約金額 8億9,602万3,800円

→ 9億1,102万5,150円

（1,500万1,350円増）

○ 理由 地中障害物の撤去に伴う工事の設計変更による変更

区長報告第6号

専決処分について（和解）

本件は、庁有車の車両損傷事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 平成25年8月5日

○ 概要

（1）事件の要旨

平成25年5月28日港区新橋六丁目16番先の都道上において、停車していた庁有車に昭和リース株式会社（以下「相手方」といいます。）所有の乗用車が追突した交通事故により、当該庁有車が損傷を受けた損害について、相手方と区が協議し、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

- ・相手方は、区に対し、15万8,014円の支払義務があることを認める。
- ・区は、その余の請求を放棄する。
- ・相手方と区は、本件事故に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

区長報告第7号

専決処分について（和解）

本件は、庁有車の車両損傷事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 平成25年8月22日

○ 概 要

（1）事件の要旨

平成25年7月18日港区海岸三丁目17番先の都道上において、停止しようとしていた庁有車にアートグリーン株式会社（以下「相手方」といいます。）所有の貨物車が追突した交通事故により、当該庁有車が損傷を受けた損害について、相手方と区が協議し、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。

（2）和解事項

- ・相手方は、区に対し、11万5,941円の支払義務があることを認める。
- ・区は、その余の請求を放棄する。
- ・相手方と区は、本件事故に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

区長報告第8号

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、車両損傷事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日 平成25年8月26日

○ 損害賠償額 27万8,834円

○ 概 要 平成25年7月12日港区港南四丁目5番4号に所在する都営港南四丁目アパート4号棟敷地内の駐車場において、庁有車が駐車中の乗用車に接触し、損傷させた事故に伴う損害賠償です。

議案第58号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

本案は、「地方税法の一部を改正する法律」の施行等に伴い、規定を整

備するものです。

○ 内 容

- (1) 復興特別所得税の創設に伴い、所得税において寄附金税額控除の適用を受ける場合は復興特別所得税額も軽減されることから、当該軽減分を区民税のふるさと寄附金に係る控除額から減額することとします。
- (2) 公的年金からの特別徴収に係る規定を整備します。
 - ・年間の徴収額を平準化するため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とします。
 - ・区外に転出した者について、特別徴収を継続できることとします。
- (3) 延滞金の割合を引き下げるため、規定を整備します。
- (4) 住宅借入金等特別税額控除に係る規定を整備します。
 - ・適用期限を4年間延長し、平成26年から平成29年までの間に居住を開始した者にも適用することとします。
 - ・平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に居住を開始した場合の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の4.2%（限度額8万1,900円）に拡充します。
- (5) 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外して配当割の課税対象とするとともに、特定公社債等の譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とすることとします。
- (6) 居住用家屋が東日本大震災により滅失等をして居住できなくなった者に対する当該家屋の敷地に係る譲渡所得の課税特例について、当該者の相続人にも適用することとします。
- (7) 地方税法に規定している事項と重複して定めている規定の一部を削除します。
- (8) 港区特別区税条例の一部を改正する条例中の未施行の規定を改正します。
- (9) その他規定の整備

○ 施行期日

- (8) 公布の日
- (1)、(3)、(6)及び(9)の一部 平成26年1月1日
- (4) 平成27年1月1日
- (9)の一部 平成28年1月1日
- (2) 平成28年10月1日
- (5)及び(7) 平成29年1月1日

議案第59号

港区被災市街地復興整備条例（新規）

本案は、震災により被害を受けた市街地（以下「被災市街地」といいます。）の復興に際し、被災市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、区、区民及び事業者の協働による被災市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い活力のある市街地の形成に資することを目的として、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- （1）基本理念並びに区、区民及び事業者の責務を定めます。
- （2）復興地区の指定及び復興地区における建築行為の届出に係る事項を定めます。
- （3）被災市街地復興推進地域の指定に係る事項を定めます。
- （4）港区都市復興基本計画の策定及び震災復興事業の推進に係る事項を定めます。
- （5）地域協働復興に関する活動の促進に係る事項を定めます。

○ 施行期日 公布の日

議案第60号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、赤坂九丁目地区地区計画の都市計画決定の変更及び白金一丁目東部北地区地区計画の決定に伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

- （1）赤坂九丁目地区地区計画
 - ・赤坂九丁目地区地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
 - ・計画地区に「C地区」を追加します。
- （2）白金一丁目東部北地区地区計画
 - ・適用区域となる地区整備計画に白金一丁目東部北地区地区整備計画を追加します。
 - ・計画地区における建築禁止建築物等を定めます。

○ 施行期日 公布の日

議案第 6 1 号

港区立区民センター条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

○ 内 容

(1) 区民センターの使用料の額を改定します（平成 26 年 4 月 1 日以後の利用分について適用）。

(2) 付帯設備に係る規定の整備

○ 施行期日 平成 26 年 1 月 1 日

議案第 6 2 号

港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、利用料金の上限額を改定するものです。

○ 内 容 大平台みなと荘の利用料金の上限額を改定します（平成 26 年 4 月 1 日以後の利用分について適用）。

○ 施行期日 平成 26 年 1 月 1 日

議案第 6 3 号

港区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

○ 内 容

(1) 勤労福祉会館の使用料の額を改定します（平成 26 年 4 月 1 日以後の利用分について適用。ただし、体育館利用については、平成 26 年 6 月 1 日以後の利用分について適用）。

(2) その他規定の整備

○ 施行期日 平成 26 年 2 月 1 日。ただし、(1)のうち体育館利用に係る部分については平成 25 年 12 月 1 日、(2)については公布の日

議案第 6 4 号

港区立商工会館条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容 商工会館の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第65号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき使用料を改定するほか、ありすいきいきプラザ及び移転後の西麻布いきいきプラザの使用料を定めるものです。

- 内 容
 - (1) いきいきプラザ（本村いきいきプラザ及び西麻布いきいきプラザを除く。）の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
 - (2) ありすいきいきプラザの使用料の額を定めます（平成26年9月1日以後の利用分について適用）。
 - (3) 移転後の西麻布いきいきプラザの使用料の額を定めます。
 - (4) 付帯設備に係る規定の整備
- 施行期日 平成26年1月1日。ただし、(1)の一部については平成26年4月1日、(2)については平成26年6月1日、(3)については区規則で定める日

議案第66号

港区立障害者グループホーム条例（新規）

本案は、知的障害者等に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第15項に規定する共同生活援助等を実施し、地域社会における自立生活を支援するため、港区立障害者グループホームの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

- 内 容
 - (1) 障害者グループホームを新設します。
 - ・名 称 港区立障害者グループホーム芝浦
 - ・位 置 港区芝浦三丁目5番34号
 - (2) 事業、定員等の管理運営に関する事項を定めます。

- (3) 使用料等を定めます。
- (4) 指定管理者に関する事項を定めます。
- 施行期日 区規則で定める日。ただし、(4)の一部については、公布の日

議案第67号

港区立区民斎場条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容 区民斎場の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
- 施行期日 公布の日

議案第68号

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容 健康増進センターの使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
- 施行期日 平成26年2月1日

議案第69号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容 学校施設等の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
- 施行期日 公布の日

議案第70号

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づ

き、使用料を改定するものです。

- 内 容 校外学園の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
- 施行期日 公布の日

議案第71号

港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 生涯学習センターの使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
 - (2) 付帯設備等に係る規定の整備
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第72号

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例

本案は、「公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」に基づき、使用料を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 生涯学習館の使用料の額を改定します（平成26年4月1日以後の利用分について適用）。
 - (2) 付帯設備に係る規定の整備
- 施行期日 平成26年1月1日

議案第73号

平成25年度港区一般会計補正予算（第2号）

議案第74号

平成25年度港区介護保険会計補正予算（第1号）

議案第75号

平成24年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第76号

平成24年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第77号

平成24年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第78号

平成24年度港区介護保険会計歳入歳出決算

議案第79号

工事請負契約の承認について（港区立赤坂区民センター区民ホール音響設備更新等工事）

本案は、港区立赤坂区民センター区民ホール音響設備更新等工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事の規模 | ・ 区民ホール音響設備の更新
・ 区民ホール照明設備の更新
・ その他電気設備工事 |
| (2) 契約金額 | 1億4,925万6,450円 |
| (3) 工 期 | 契約締結の日の翌日から平成26年3月20日まで |
| (4) 契約の相手方 | 港区浜松町一丁目2番1号一光浜松町ビル8階
株式会社大電東京支店 |

議案第80号

工事請負契約の承認について（港区立赤坂区民センター区民ホール音響設備更新等に伴う建築工事）

本案は、港区立赤坂区民センター区民ホール音響設備更新等に伴う建築工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事の規模 | ・ 区民ホール音響反射板の新設
・ 区民ホール内装の改修
・ 区民ホール客席の改修
・ その他建築工事 |
|-----------|--|

- (2) 契約金額 1億9,320万円
- (3) 工 期 契約締結の日の翌日から平成26年3月20日まで
- (4) 契約の相手方 港区赤坂四丁目9番9号
日本国土開発株式会社東京本店

議案第81号

工事請負契約の変更について（夕風橋架替工事（上部工））

本案は、平成25年第2回定例会で承認された夕風橋架替工事（上部工）請負契約について、契約金額を変更するものです。

○ 変更内容

契約金額 1億8,541万5,300円
→ 1億9,607万9,100円
(1,066万3,800円増)

- 理 由 平成25年度公共工事設計労務単価を適用する特例措置に伴う変更

議案第82号

工事委託契約の承認について（災害対策本部代替拠点整備工事）

本案は、災害対策本部代替拠点整備工事について、工事委託契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- (1) 工事場所 港区芝浦一丁目16番1号ほか
- (2) 工事の規模
 - ・ 防災行政無線（移動系）システム
 - ・ 防災行政無線（同報系）システム
 - ・ 防災情報メール配信システム
 - ・ 東京都防災行政無線システム
- (3) 契約金額 4億9,319万5,500円
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成27年3月31日まで
- (5) 契約の相手方 港区芝五丁目7番1号
日本電気株式会社公共・社会・メディア営業本部

議案第 83 号

物品の購入について（理科教育機器）

本案は、理科教育機器を購入するものです。

○ 内 容

- (1) 購入の目的 区立小学校及び区立中学校における理科教育機器の整備
- (2) 購入品目及び数量 理科教育機器 708点
- (3) 購入予定価格 1,897万3,500円
- (4) 購入の相手方 中野区本町六丁目26番2号
学校用品株式会社

議案第 84 号

指定管理者の指定について（港区立自転車等駐車場）

本案は、自転車等駐車場の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立田町駅東口自転車等駐車場
港区立品川駅港南口自転車等駐車場
港区立白金高輪駅自転車駐車場
港区立浜松町駅北口自転車等駐車場
港区立こうなん星の公園自転車駐車場
港区立三河台公園自転車駐車場
- (2) 指定管理者 品川区西五反田四丁目32番1号日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社内
NCDグループ
(代表団体) 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
(構成団体) 株式会社ニッケイトラスト
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 85 号

指定管理者の指定について（港区立品川駅港南口公共駐車場）

本案は、品川駅港南口公共駐車場の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立品川駅港南口公共駐車場
- (2) 指定管理者 千代田区有楽町二丁目7番1号タイムズ24株式会社内
タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ
- (代表団体) タイムズ24株式会社
- (構成団体) タイムズサービス株式会社
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第86号

指定管理者の指定について（港区特定公共賃貸住宅）

本案は、特定公共賃貸住宅の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜
港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南
港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝
港区特定公共賃貸住宅シティハイツ桂坂
港区特定公共賃貸住宅シティハイツ神明
- (2) 指定管理者 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第87号

指定管理者の指定について（港区営住宅）

本案は、区営住宅の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区営住宅シティハイツ白金
港区営住宅シティハイツ港南
港区営住宅シティハイツ六本木
港区営住宅シティハイツーツ木
港区営住宅シティハイツ芝浦
港区営住宅シティハイツ第2芝浦
港区営住宅シティハイツ桂坂
港区営住宅シティハイツ車町

- (2) 指定管理者 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第88号

指定管理者の指定について（港区立住宅）

本案は、区立住宅の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立住宅シティハイツ高輪
港区立住宅シティハイツ赤坂
港区立住宅シティハイツ港南
- (2) 指定管理者 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第89号

指定管理者の指定について（港区立麻布区民センター）

本案は、麻布区民センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立麻布区民センター
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第90号

指定管理者の指定について（港区立芝浦港南区民センター等）

本案は、芝浦港南区民センター等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立芝浦港南区民センター
港区立台場区民センター
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 9 1 号

指定管理者の指定について（港区立高輪区民センター）

本案は、高輪区民センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立高輪区民センター
- (2) 指定管理者 世田谷区駒沢二丁目 1 1 番 3 号第二集花園ビル
社会福祉法人奉優会
- (3) 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 2 号

指定管理者の指定について（港区立赤坂区民センター）

本案は、赤坂区民センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立赤坂区民センター
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目 1 8 番 1 3 号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
- (3) 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 3 号

指定管理者の指定について（港区立男女平等参画センター）

本案は、男女平等参画センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立男女平等参画センター
- (2) 指定管理者 中央区八重洲一丁目 3 番 2 2 号
株式会社キャリアライズ
- (3) 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 4 号

指定管理者の指定について（港区立本村いきいきプラザ等）

本案は、本村いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立本村いきいきプラザ

- 港区立ありすいきいきプラザ
港区立西麻布いきいきプラザ
- (2) 指定管理者 中央区新川一丁目21番2号セントラルスポーツ株式会社内
セントラルスポーツ・ハリマビシステム共同事業体
- (代表団体) セントラルスポーツ株式会社
(構成団体) 株式会社ハリマビシステム
- (3) 指定の期間 港区立本村いきいきプラザについては、平成26年2月1日から同年8月31日まで
港区立ありすいきいきプラザについては、平成26年9月1日から平成28年3月31日まで
港区立西麻布いきいきプラザについては、平成26年2月1日から平成28年3月31日まで

議案第95号

指定管理者の指定について（港区立港南いきいきプラザ）

本案は、港南いきいきプラザの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立港南いきいきプラザ
- (2) 指定管理者 豊島区长崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体
- (代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) 太平ビルサービス株式会社
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第96号

指定管理者の指定について（港区立高齢者集合住宅）

本案は、高齢者集合住宅の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立高齢者集合住宅ピア白金
港区立高齢者集合住宅フィオーレ白金
港区立高齢者集合住宅はなみずき白金

- 港区立高齢者集合住宅はなみずき三田
- (2) 指定管理者 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第97号

指定管理者の指定について（港区立介護予防総合センター）

本案は、介護予防総合センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立介護予防総合センター
- (2) 指定管理者 中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
- (3) 指定の期間 平成26年7月22日から平成32年3月31日まで

議案第98号

指定管理者の指定について（港区立障害者住宅）

本案は、障害者住宅の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立障害者住宅シティハイツ竹芝
- (2) 指定管理者 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第99号

指定管理者の指定について（港区立生活寮）

本案は、生活寮の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立生活寮フレンドホーム高浜
- (2) 指定管理者 新宿区西新宿八丁目3番39号STSビル内
社会福祉法人東京都知的障害者育成会
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第100号

指定管理者の指定について（港区立健康増進センター）

本案は、健康増進センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立健康増進センター
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
キスポーツ財団ヘルシーナグループ
(代表団体) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
(構成団体) 株式会社東京アスレティッククラブ
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第101号

指定管理者の指定について（港区立三田図書館等）

本案は、三田図書館等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立三田図書館
港区立麻布図書館
港区立赤坂図書館
港区立高輪図書館
港区立港南図書館
港区立高輪図書館分室
- (2) 指定管理者 文京区大塚三丁目4番7号株式会社図書館流通センター内
MINATO CITY TRC GROUP
(代表団体) 株式会社図書館流通センター
(構成団体) TRCファシリティーズ株式会社
- (3) 指定の期間 港区立三田図書館、港区立赤坂図書館、港区立高輪図書館、港区立港南図書館及び港区立高輪図書館分室については、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
港区立麻布図書館については、平成26年7月1日から平成31年3月31日まで

議案第102号

指定管理者の指定について（港区立生涯学習センター）

本案は、生涯学習センターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立生涯学習センター
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第103号

指定管理者の指定について（港区立生涯学習館）

本案は、生涯学習館の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立青山生涯学習館
- (2) 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
- (3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第104号

指定管理者の指定について（港区立運動場）

本案は、区立運動場の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立麻布運動場
港区立青山運動場
港区立芝浦中央公園運動場
港区立芝給水所公園運動場
港区立埠頭少年野球場
港区立愛宕弓道場
港区立芝公園多目的運動場
港区立芝浦南ふ頭公園運動広場
- (2) 指定管理者 豊島区長崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式

- 会社共同事業体
(代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) 太平ビルサービス株式会社
(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第105号

指定管理者の指定について（港区スポーツセンター）

本案は、スポーツセンターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区スポーツセンター
(2) 指定管理者 豊島区長崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体
(代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) 太平ビルサービス株式会社
(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第106号

指定管理者の指定について（港区立武道場）

本案は、区立武道場の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立氷川武道場
(2) 指定管理者 豊島区長崎五丁目1番23号株式会社ピーウォッシュ内
株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体
(代表団体) 株式会社ピーウォッシュ
(構成団体) 太平ビルサービス株式会社
(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第107号

町の区域の変更について（東新橋一丁目及び東新橋二丁目）

本案は、東京都市計画事業汐留土地区画整理事業に伴う町の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、承認を求めるものです。

○ 内 容 東新橋一丁目の一部を東新橋二丁目に編入します。